

親権制限事件の動向と事件処理の実情

平成24年1月～12月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、親権制限事件（親権喪失の審判事件，親権停止の審判事件及び管理権喪失の審判事件）について，事件の動向及び新設された親権停止の審判事件を中心とした事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は，平成24年1月から12月までの1年間¹に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが，第1の事件の動向については，司法統計に基づいている^{2 3}。ただし，いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また，各項目別割合は，原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

1 親権停止の審判事件については，平成24年4月から12月までの9か月間。以下同じ。

2 申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり，実情調査は終局時の事件の種類に基づいて集計するため，申立ての趣旨の変更などにより，件数が司法統計と一致しないことがある。以下同じ。

3 事件数は，子を基準（子一人につき1件）としているが，一人の子につき，事件本人（親権を喪失し，若しくは停止され，又は管理権を喪失する親権者）が二人いる場合には，2件となる。

○ 親権喪失，親権停止及び管理権喪失の審判事件について

親権喪失の審判（民法第834条）

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，親権喪失の審判をすることができる。ただし，二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは，この限りでない。

親権停止の審判（民法第834条の2）

父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，親権停止の審判をすることができる。

家庭裁判所は，親権停止の審判をするときは，その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間，子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して，二年を超えない範囲内で，親権を停止する期間を定める。

管理権喪失の審判（民法第835条）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは，家庭裁判所は，子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検察官の請求により，その父又は母について，管理権喪失の審判をすることができる。

第1 事件の動向（平成24年・司法統計〔速報値〕）

1 新受総数

親権喪失の審判が111件、親権停止の審判が120件、管理権喪失の審判が6件であった。

2 既済総数及びその内訳

(1) 親権喪失の審判（既済総数103件の内訳）

認容が17件（16.5%）、却下が8件（7.8%）、取下げが76件（73.8%）、その他⁴が2件（1.9%）となっている。

(2) 親権停止の審判（既済総数69件の内訳）

認容が14件（20.3%）、却下が7件（10.1%）、取下げが44件（63.8%）、その他が4件（5.8%）となっている。

(3) 管理権喪失の審判（既済総数7件の内訳）

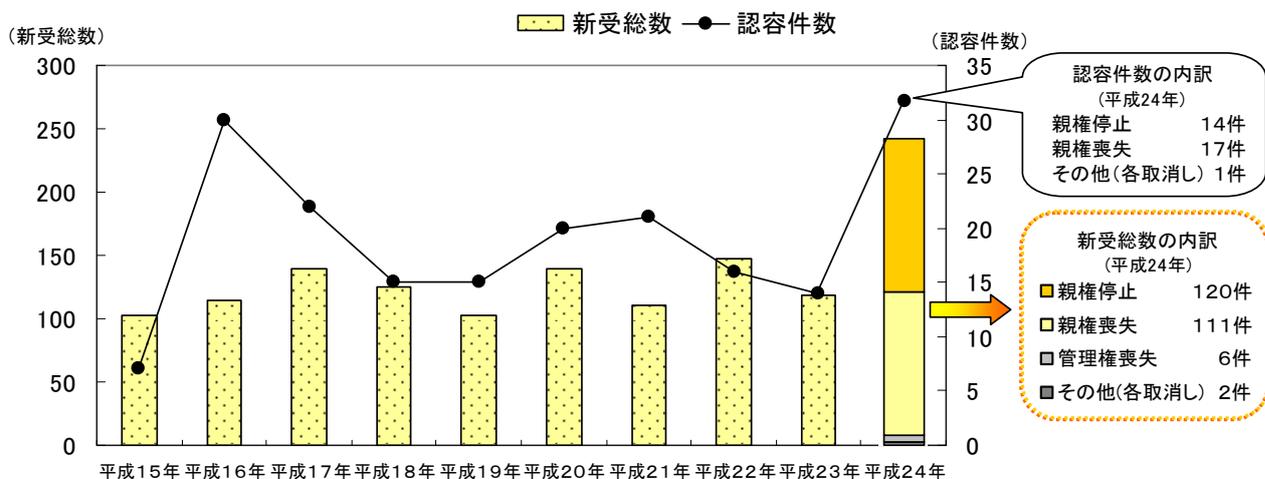
却下が2件（28.6%）、取下げが5件（71.4%）となっている。

表1 新受総数と終局結果（平成15年～平成24年）

	年	新受総数	既済総数	認容	却下	取下げ	その他の既済	
親権喪失等 <small>※親権喪失等には、親権喪失のほか、親権停止、管理権喪失及び各取消しを含む。 ただし、親権停止の新設を含む民法等の一部を改正する法律が施行されたのは平成24年4月1日であり、親権停止が含まれるのは平成24年のみである。</small>	平成15年	103	102	7	29	65	1	
	平成16年	114	115	30	24	61	0	
	平成17年	139	137	22	18	94	3	
	平成18年	125	139	15	20	102	2	
	平成19年	103	103	15	11	76	1	
	平成20年	139	130	20	18	89	3	
	平成21年	110	111	21	11	74	5	
	平成22年	147	136	16	32	84	4	
	平成23年	119	127	14	25	88	0	
			239	184	32	17	129	6
	平成24年	(うち親権喪失の審判)	(111)	(103)	(17)	(8)	(76)	(2)
	(うち親権停止の審判)	(120)	(69)	(14)	(7)	(44)	(4)	
	(うち管理権喪失の審判)	(6)	(7)	(0)	(2)	(5)	(0)	

4 移送，当然終了等である。以下同じ。

図1 新受総数と認容件数の推移



第2 事件処理の実情（平成24年・実情調査）

当局で把握した親権喪失の審判の終局事案92件及び親権停止の審判の終局事案71件を分析した結果は、次のとおりである。

1 申立人の属性

(1) 親権喪失の審判（終局事案92件の内訳）

子の親族による申立てが81件（88.0%）、児童相談所長による申立てが10件（10.9%）、その他の者⁵による申立てが1件（1.1%）となっている。

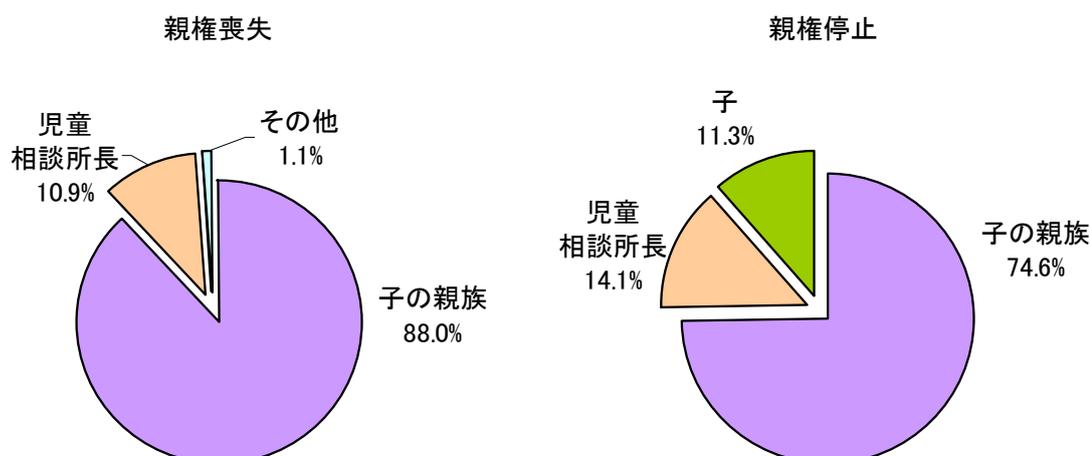
(2) 親権停止の審判（終局事案71件の内訳）

子の親族による申立てが53件（74.6%）、児童相談所長による申立てが10件（14.1%）、子による申立てが8件（11.3%）となっている。

表2 申立人の属性

	子の親族	児童相談所長	子	その他	合計
親権喪失	81	10	0	1	92
親権停止	53	10	8	0	71

図2 申立人の属性



5 未成年後見人，未成年後見監督人，検察官等

2 事件本人の属性

(1) 親権喪失の審判（終局事案の事件本人92人の内訳）

実父が22人（23.9%）、実母が62人（67.4%）、養父が8人（8.7%）となっている。

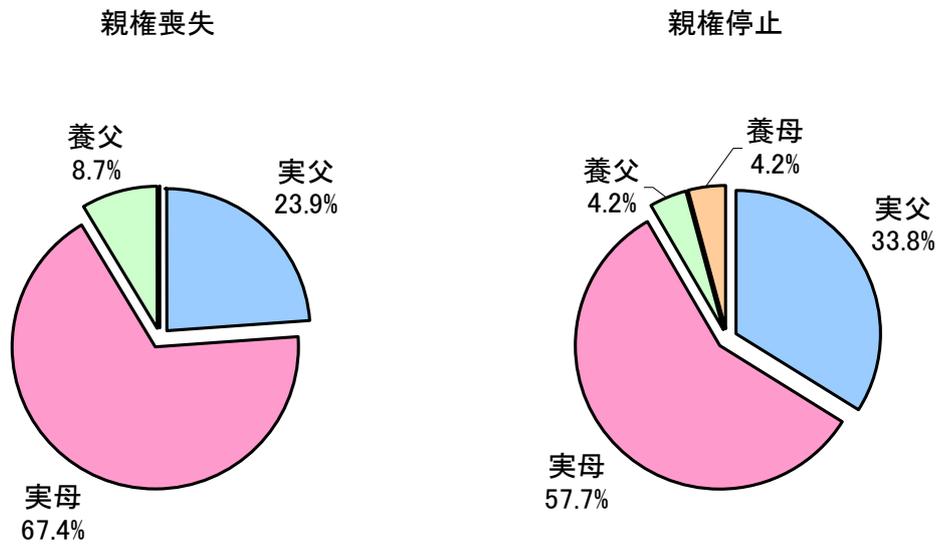
(2) 親権停止の審判（終局事案の事件本人71人の内訳）

実父が24人（33.8%）、実母が41人（57.7%）、養父が3人（4.2%）、養母が3人（4.2%）となっている。

表3 事件本人の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	22	62	8	0	92
親権停止	24	41	3	3	71

図3 事件本人の属性



3 子の性別と年齢

(1) 親権喪失の審判（終局事案の子84人の内訳）

子の性別は、男子が39人（46.4%）、女子が45人（53.6%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が9人（10.7%）、3歳以上就学前が15人（17.9%）、小学生が30人（35.7%）、中学生が16人（19.0%）、高校生・その他が14人（16.7%）となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案の子53人の内訳）

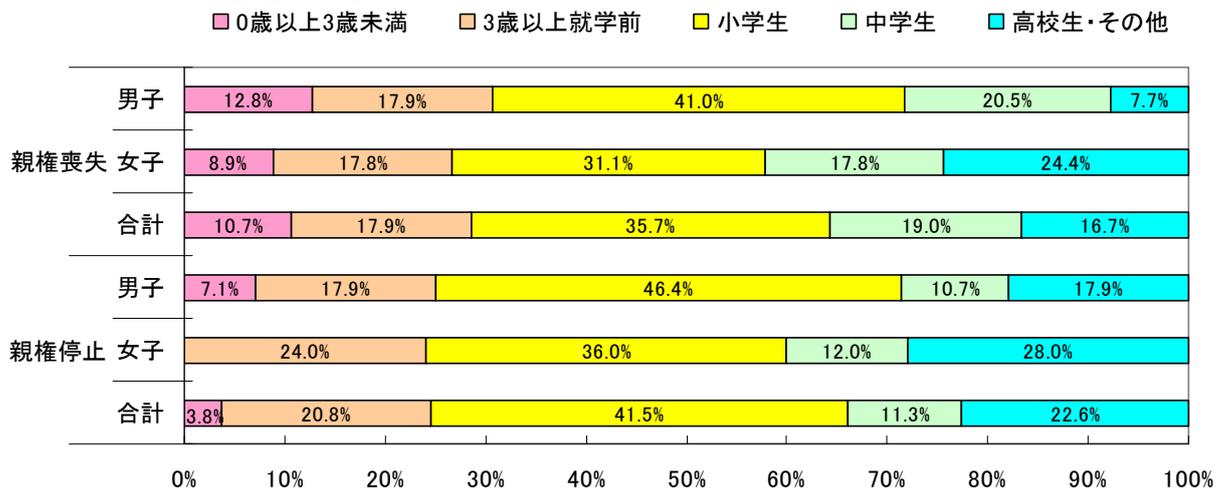
子の性別は、男子が28人（52.8%）、女子が25人（47.2%）となっている。

子の年齢は、0歳以上3歳未満が2人（3.8%）、3歳以上就学前が11人（20.8%）、小学生が22人（41.5%）、中学生が6人（11.3%）、高校生・その他が12人（22.6%）となっている。

表4 子の性別と年齢

		0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	男女比率
親権喪失	男子	5	7	16	8	3	39	46.4%
	女子	4	8	14	8	11	45	53.6%
	合計	9	15	30	16	14	84	100.0%
親権停止	男子	2	5	13	3	5	28	52.8%
	女子	0	6	9	3	7	25	47.2%
	合計	2	11	22	6	12	53	100.0%

図4 子の性別と年齢



4 終局結果

(1) 親権喪失の審判（終局事案92件の内訳）

認容が14件，却下が8件，取下げが69件，その他が1件となっている。

(2) 親権停止の審判（終局事案71件の内訳）

認容が15件，却下が7件，取下げが45件，その他が4件となっている。

親権停止期間は，1年以上2年未満が5件，2年が10件となっている。

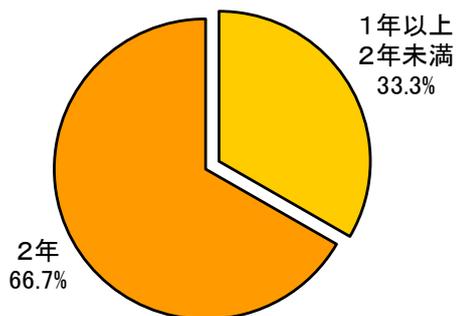
表5 終局結果(実情調査)

	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	14	8	69	1	92
親権停止	15	7	45	4	71

表6 親権停止期間

停止期間	1か月未満	1か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年
件数	0	0	5	10
割合			33.3%	66.7%

図5 親権停止期間



(参考) 申立人の属性別終局結果

	申立人属性	認容	却下	取下げ	その他の既済	合計
親権喪失	子の親族	7	7	66	1	81
		8.6%	8.6%	81.5%	1.2%	
	児童相談所長	7	0	3	0	10
		70.0%		30.0%		
	子	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	1	
			100.0%			
親権停止	子の親族	5	7	38	3	53
		9.4%	13.2%	71.7%	5.7%	
	児童相談所長	10	0	0	0	10
		100.0%				
	子	0	0	7	1	8
その他	0	0	0	0	0	
				87.5%	12.5%	

5 認容原因⁶

(1) 親権喪失の審判（認容事案14件の認容原因）

身体的虐待が4件，性的虐待が3件，ネグレクトが3件，心理的虐待が2件，その他親権の行使が著しく困難又は不適當が2件となっている。

なお，ネグレクト3件のうち，少なくとも1件については，医療ネグレクトを原因とするものである。

(2) 親権停止の審判（認容事案15件の認容原因）

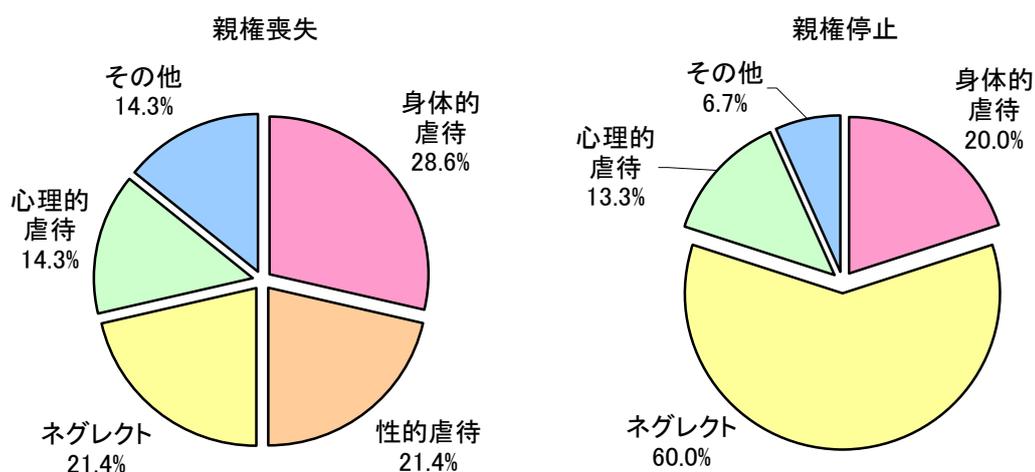
身体的虐待が3件，ネグレクトが9件，心理的虐待が2件，その他親権の行使が困難又は不適當が1件となっている。

なお，ネグレクト9件のうち，少なくとも3件については，医療ネグレクトを原因とするものである。

表7 認容原因

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	4	3	3	2	2
親権停止	3	0	9	2	1

図6 認容原因



6 同一事件について，複数の認容原因が存在することもあるため，認容原因の合計と認容件数は必ずしも一致しない。

6 認容事案における事件本人の属性

(1) 親権喪失の審判（認容事案 14 件における事件本人の属性）

実父が 6 人（42.9%）、実母が 7 人（50.0%）、養父が 1 人（7.1%）となっている。

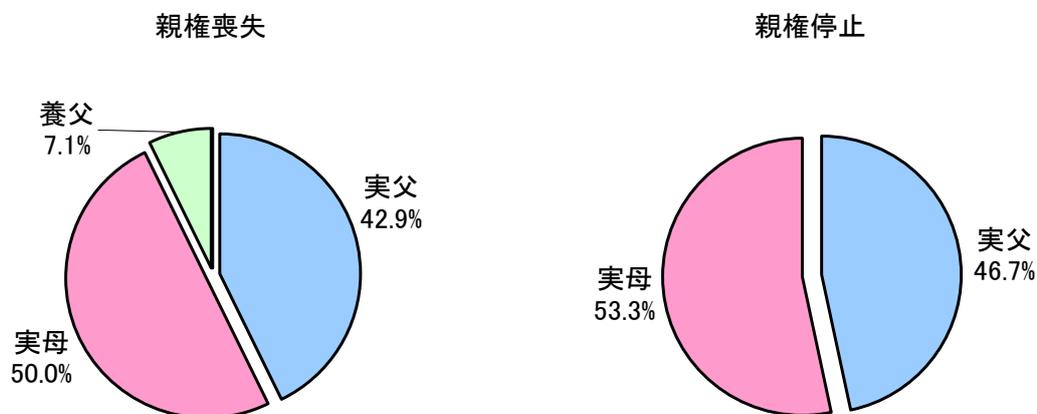
(2) 親権停止の審判（認容事案 15 件における事件本人の属性）

実父が 7 人（46.7%）、実母が 8 人（53.3%）となっている。

表 8 認容事案における事件本人の属性

	実父	実母	養父	養母	合計
親権喪失	6	7	1	0	14
親権停止	7	8	0	0	15

図 7 認容事案における事件本人の属性



7 審理期間

(1) 親権喪失の審判（終局事案92件の内訳）

2か月以内に35.9%の事件が、3か月以内に47.8%の事件が終局している。

(2) 親権停止の審判（終局事案71件の内訳）

2か月以内に39.4%の事件が、3か月以内に59.2%の事件が終局している。

表9 審理期間

	1月以内	1月超 2月以内	2月超 3月以内	3月超 4月以内	4月超 5月以内	5月超 6月以内	6月超	合計
親権喪失	13	20	11	3	7	9	29	92
親権停止	16	12	14	4	17	7	1	71

図8 審理期間

